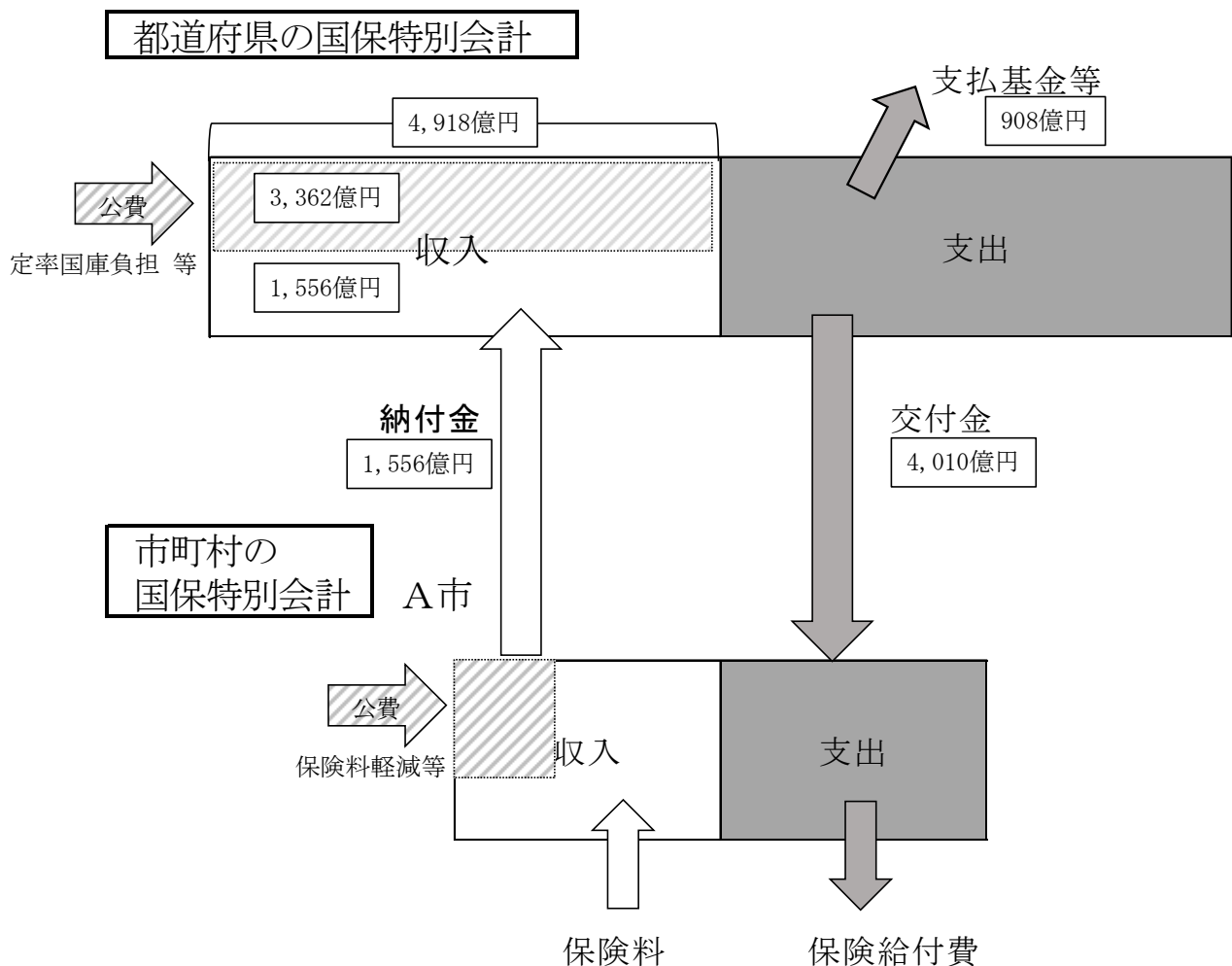


令和 4 年度 国民健康保険事業費納付金の算定結果について

1 納付金について

- 都道府県は、国民健康保険の保険給付費等の費用に充てるため、当該都道府県内市町村から納付金を徴収することとなっております、当該金額は都道府県が市町村ごとの被保険者数、医療費水準※、所得水準等を考慮して決定する。
 - 当該金額は、国から示された係数や各都道府県で見込む保険給付費等を用いて算定を行っている。
 - 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金の納付に要する費用等に充てるため保険料(税)率を決定し、被保険者に保険料(税)の賦課を行う。
- ※ 本県においては、保険料水準の統一（同一所得・同一保険料）に向け令和 3 年度より医療費水準の反映は行っていない。

【国保財政の仕組み（イメージ）】



2. 算定の結果（全県値）

- 一人当たり保険給付費が対令和3年度比 3.1%増となったが、新たに公費が拡充された保険者努力支援制度（事業費連動分）や保険給付費に連動した国費の増等により、一人当たり納付金は1.2%増加に抑制できた。

	令和4年度	(参考) 令和3年度
一人当たり保険給付費	363,431円 (+3.1%)	352,364円
被保険者数	1,057,500人 (▲3.3%)	1,094,136人
保険給付費総額	3,843億円 (▲0.3%)	3,855億円
納付金総額	1,556億円 (▲2.2%)	1,591億円
<u>一人当たり納付金</u>	<u>147,166円 (+1.2%)</u>	145,447円

3. 保険給付費の動向

- 一人当たり保険給付費が増加（対令和3年度比 3.1%増）する一方、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行等により被保険者数が減少（同 3.3%減）し、総額としては約12億円減少（同▲0.3%減）。

【積算の考え方】

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診控え等が生じ、保険給付費が減少したが、令和3年度は概ねコロナ前のトレンドに戻りつつある。
- このため、令和4年度の保険給付費は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等が生じないものと想定して設定することとする。
- 保険給付費は、例年、医療の高度化や高齢化等により、前年に比べ一人当たり3%程度増加している。
 - 令和4年度の納付金算定に用いる一人当たり保険給付費は、令和3年度見込み額に例年どおり3%程度を上乗せした金額とした。